

(1) 平成26年第3回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第107号	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について	可決 (全会一致)

議案審査：10月6日（月）総務委員会

◆議案第107号

≪主な質疑・答弁等≫

●川崎市いじめ防止対策連絡協議会の組織について（宮原委員）

○川崎市いじめ防止対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法に基づいた組織で、委員25人以内で構成される。いじめ防止に関わる関係機関等が情報を持ち寄り、連携を図ることが目的の組織である。委員は主に国や県、市の職員を想定しているが、必要に応じてPTAや地域の民生委員などの選任も考えている。（指導課担当課長）

●川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会の役割の違いについて（宮原委員）

○川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会は、いずれもいじめ防止対策推進法に基づいた組織で、それぞれ委員5人以内で構成される。川崎市いじめ問題専門・調査委員会は教育委員会の附属機関として、川崎市いじめ総合調査委員会は市長の附属機関として、それぞれ弁護士や医師、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家などで構成することとしている。

いじめの重大事態が発生した場合は、教育委員会の依頼により川崎市いじめ問題専門・調査委員会が調査を行い、教育委員会へ報告する。これを受けて教育委員会は市長へ報告するが、再調査が必要であると市長が判断した場合には、川崎市いじめ総合調査委員会を設置し、再調査を行うこととなる。再調査の結果については市長が市議会へ報告することとなっている。（指導課担当課長）

●重大事態の定義について（吉沢委員）

○重大事態の定義については、国のいじめ防止基本方針で示されるとともに、本市のいじめ防止基本方針においても具体的に示している。これらの方針では、いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または、いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定しており、疑いがあった場合も含め幅広く捉えている。本市の場合、学校によって判断が異なることがないよう、教育委員会がこれを判断することとしている。（指導課担当課長）

●重大事態が発生した場合の説明責任者について（沼沢委員）

○教育委員会の附属機関である川崎市いじめ問題専門・調査委員会が調査を行い、教育委員会がその報告を受けることとなっているため、教育長がその説明の責任を負うこととなる。（学校教育部長）

≪意見≫

●川崎市いじめ防止対策連絡協議会の構成については、柔軟性のある組織になるよう、国や県、市の職員など公務員だけでなく、PTAや弁護士などの民間人も委員に選任してほしい。（宮原委員）

≪審査結果≫

全会一致原案可決

(2) 平成26年第3回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表質問	自民党	橋本議員	中学校完全給食について	3
			高等学校日本史教科書の採択について	5
			地域の寺子屋事業について	6
			川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について	8
	公明党	川島議員	中学校完全給食について	11
			次期「かわさき教育プラン」について	12
			介護職への関心を高める取組について	12
	民主党	押本議員	学校給食センターについて	13
			給食における事務負担について	14
			全国学力・学習状況調査について	14
			学校図書館について	15
			学校における薬物乱用防止教育について	15
	共産党	佐野議員	中学校完全給食について	17
			少人数学級について	18
			学校図書館について	19
			全国学力・学習状況調査について	19
			高等学校教科用図書について	20
新しい川崎の会	添田議員	学校給食センターについて	22	

② 決算審査特別委員会

	会派	委員名	内容	頁
総務分科会	自民党	松原委員	教職員互助会補助金について	23
			中学校高等学校対外競技派遣補助金について	23
		矢澤委員	市立学校のトイレ清掃委託について	30
	公明党	田村委員	スクールソーシャルワーカー配置事業について	25
			特別支援学校費について	26
		沼沢委員	学校防災対策事業について	32
		後藤委員	義務教育施設整備費について	34
	民主党	飯塚委員	医療的ケア支援事業について	27
	共産党	市古委員	就学援助について	28
			公立学校の定数内欠員について	29
総括質疑	自民党	石田委員	教職員互助会補助金について	35
			中学校高等学校対外競技派遣補助金について	36
			市立学校のトイレ清掃委託について	38
	共産党	石川委員	就学援助について	38
	無所属	為谷委員	モビリティマネジメント教育について	39

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・3給食センターの予定地においては、過去において地元町内会等から、グラウンドや特養ホームといった要望はなかったのか伺います。
- ・それぞれの箇所においては、用途地域の変更を行わなければならない予定地があります。内容と今後のスケジュールについて伺います。
- ・国からの補助金については、どの程度を見込んでいるのか、算定根拠について伺います。
- ・「公益財団法人川崎市学校給食会」は小学校と併せると約11万食の食材提供を行うこととなりますが、人材を増やし対応するのか伺います。
- ・市内農産物の生産量を考えて、どの程度供給できるのか伺います。
- ・地産地消を推進するために地場産農産物の導入を推進すべきと考えますが、見解を伺います。
- ・JAセシサ川崎との今後の連携について伺います。
- ・生産量を増やすために、休耕地についての活用策を検討されているのか伺います。
- ・市内産だけではなく、県内産農産物の利用をどこまで考えているのか伺います。
- ・災害時における給食室の複数エネルギー源の必要性を訴えてきましたが、進捗状況と今後の予定について伺います。
- ・3給食センターへのLPガス導入による複数エネルギー源化を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

◎答弁

はじめに、学校給食センター建設予定地の利活用についての地元町会等からの要望の状況についてでございますが、所管局へ確認したところ、南部市場北側用地及びマイコンシティ事業用地を所管する経済労働局からは、南部市場北側用地につきましては、これまで2度にわたり同地の活用を希望する事業者を募集する中で、事業者等から事業用地としての利用や短期的な駐車場としての利用等の要望・提案があり、マイコンシティ事業用地につきましては、これまで同地区の立地企業等からマイコンシティセンターの早期整備や駐車場の設置等についての要望があったとのことでございました。

また、上平間管理公舎用地を所管する上下水道局からは、同地の利活用についての要望はなかったとのことでございました。

次に、3箇所の学校給食センター建設予定地の用途地域についてでございますが、学校給食センターは、建築基準法では「工場」扱いとされるため、工業系の用途地域以外の地域内で学校給食センターを建築する場合には、同法第48条の許可を必要といたします。

（仮称）南部学校給食センターの建設予定地は近隣商業地域内にございますので、建築基準法第48条第8項ただし書の許可を得て、学校給食センターを整備する予定でございます。

また、（仮称）中部学校給食センターにつきましては第一種中高層住居専用地域内にございますので、同条第3項ただし書の許可を得て、学校給食センターを整備する予定でございます。

さらに、（仮称）北部学校給食センターにつきましては準工業地域内にございますので、同条の許可は不要でございますが、栗木マイコン地区の地区計画を踏まえ整備してまいりたいと考えております。

いずれのセンターにおきましても、事業の推進に当たりましては、周辺環境にも十分配慮し、周辺地域の皆様へも十分な説明を行い、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、平成28年度中の中学校完全給食実施に向け、本年11月までに、民間活力を活かした効率的な整備・運営手法とともに、川崎市立中学校完全給食実施

方針を決定してまいります。

次に、学校給食センター整備に係る国庫補助金についてでございますが、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し、国の定めた建築単価等の2分の1を交付金の対象として見込んでいくところでございます。

その具体的な補助額につきましては、今後、各学校給食センターの規模等に応じ、実行ベースに合わせた事業費や財源の額を精査してまいります。

なお、川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）でお示しいたしましたが、小中合築校である「東橋中学校」と「はるひ野中学校」を除き、食数に応じた標準的な学校給食センターを市内3箇所に整備した場合の試算値では、調理場施設や附帯施設に対する補助額として、約15億円と試算したところでございます。

次に、公益財団法人川崎市学校給食会についてでございますが、同法人は、市立学校の学校給食事業の充実発展とその運営の円滑適正を図ることを目的に、昭和33年に設立された公益財団法人でございます。同法人は食材の規格基準や原材料の産地、加工食品のアレルギー物質の内容、遺伝子組換え等の確認、及び納入された食材の細菌検査等を実施し、現在、市立小学校及び市立特別支援学校116校約7万7千食分の安全・安心・良質な食材を安定供給しているところでございます。中学校給食におきましても、安全・安心・良質な食材を確保するために、本市で実績のある同法人を活用してまいりたいと考えております。同法人の執行体制につきましては、今後、中学校完全給食実施に伴う業務量やその内容、業務効率化の取組等について十分に検討し、学校給食会や関係局と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、地産地消についてでございますが、市内産農産物の給食への活用は、子どもたちが地域で生産された食物を知り、生産者や自然の恵みなどに感謝する心や食を大切に作る心を育てていくことができるなど、効果的な食育が推進できるものと考えております。

現在、小学校給食におきましては、関係局との連携により、供給量等の状況を踏まえながら市内産農産物を活用できるよう調整を図っているところでございますので、中学校給食での活用につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、JAセシサ川崎との連携についてでございますが、市内産農産物等を活用した食育の取組等の連携が図られるよう、中学校完全給食の実施までの間に引き続き協議してまいります。

また、県内産農産物の活用につきましては、現在、小学校給食におきまして、県や公益財団法人神奈川県学校給食会と、必要量の確保や価格等の調整を行いながら、牛乳や海産物、豚肉等を使用しているところでございますので、中学校給食でも活用してまいります。

次に、休耕地の活用についてでございますが、経済労働局からは、大型農産物直売所セシサモスの波及効果により、農業振興地域の遊休農地が減少するなどの効果が出ておりますことから、今後も引き続き、JAセシサ川崎と連携して学校給食への供給も含め、生産力の増強に向けた農地の有効活用や生産者の営農意欲を向上させる支援に努めていくものと伺っております。

次に、災害時における熱源の確保についてでございますが、大規模な地震等の発生に備え、避難所となる市立学校のうち、現在、都市ガスのみを利用している学校にプロパンガス設備を併設する、いわゆる「複数熱源化」の取組につきましては、昨年度の7校に続き、今年度は14校での整備を行っているところでございます。

災害時に復旧が容易とされるプロパンガス設備の特性を活かし、管理諸室のコンロや湯沸かし器に専用のガスボンベを設置することで、日常的に利用しながら、非常の際にも簡単な点検で利用が可能な備蓄燃料として、整備を進めてまいりたいと考えております。対象校120校への整備予定といたしましては、今年度事業を含め、概ね4年程度での完了を目指し、引き続き、関係局と協議してまいります。

次に、学校給食センターの「複数熱源化」についてでございますが、災害発生後、学校運営が再開されるまでの間の学校給食センターの役割等も含め、今後、関係部署と協議してまいります。

◎再質問

- ・南部、中部給食センターは建築基準法の但し書きの許可を得て整備するとありましたが、何故、都計審に図らずに進めるのか、これまでの経緯と、まちづくり局との調整について伺います。
- ・この許可を得るための流れは、市長が申請をし、市長が許可をだすこととなりますが、チェック機能についての見解を伺います。
- ・将来的に人口減となることに対する、給食センターの計画について伺います。

◎答 弁

はじめに、用途地域の変更についてでございますが、都市計画運用指針によりますと、用途地域に関する都市計画の基本的な考え方といたしましては、「用途地域は、単なる局地的・相隣的な土地利用の調整の観点にとどまらないこと」とされております。

学校給食センターにつきましては、まちづくり局との協議の中で、地域の中の一建築物であること、また、用途地域については広く面的にまちづくりを誘導していくものであり、個々の建物に対して設定していくことはそぐわないこと、さらに、その用途が公益上やむを得ないものであることから、用途地域の変更ではなく建築基準法第 48 条ただし書きの許可を得て、整備することとし進めてきたところでございます。

次に、将来的な人口減少に対する学校給食センターのあり方についてでございますが、各校における生徒数の増減状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

◆ 高等学校日本史教科書の採択について

◎質 問

- ・本市における高等学校の教科書採択には、これまで何らかの慣例や特別なルールのようなものがあつたのか伺います。
- ・「実教出版高校日本史A」を選択した2校について、再考を求めたことは行政による不当な介入にあたるのか伺います。
- ・この教科書は、様々な方面から議論を呼んでいるようですが、議論の内容及び教育委員会としてどのような根拠で何をどう判断されたのか伺います。
- ・静ひつな環境を確保し適切でかつ公正確保を徹底した中で教科書採択が行われることが求められていますが、採択の基本原則は守られたのか伺います。
- ・本市が目指す社会科学習に最も適した教科書の要件についての考えを伺います。

◎答 弁

はじめに、本市における高等学校の教科書の採択についてでございますが、教科書採択の公正かつ適正を期すため「川崎市使用教科用図書採択方針」を定めているところでございます。

採択手順は、まず、教育委員会からの調査研究依頼に基づき、高等学校ごとに調査研究会を設置し、全ての種目の教科書の選定に関する内容の調査研究、及び各高等学校が選定候補とする教科書に関する内容の調査研究を行っております。これらの調査研究の結果を教科用図書選定審議会に報告し、教科用図書選定審議会は、調査研究会からの報告を参考に審議して、教育委員会へ審議結果を答申いたします。教育委員会は、教科用図書選定審議会からの答申内容を踏まえるとともに、それぞれの教育委員が調査研究を進め、多様な視点で教科書を審議し、採択しているところでございます。

次に、再考を求めた件についてでございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教科書の採択は教育委員会の職務権限として適切に行つたものでございますので、不当な介入には当たらないものと考えております。

次に、ご指摘の教科書についてでございますが、国旗掲揚・国歌斉唱について「一部の自治体で

公務員への強制の動きがある」との記述があり、様々な方面で議論をよんでおります。しかしながら、今回の本市における教科書採択におきましては、この記述一つをとらえて教科書の是非を考えるのではなく、「川崎市で学ぶ生徒たちにとって、最も適した教科書を選ぶ」という視点で議論を進め、再考を求めたところでございます。

この度の教科書採択におきましては、「平成27年度川崎市使用教科用図書採択方針」に基づき、公正かつ適正に教科書採択を実施したところでございます。

なお、8月30日の教育委員会臨時会におきましては、一部の傍聴者に対して、教育委員長から静粛を求める要請が数回ございました。

次に、本市の社会科学習の視点についてでございますが、川崎市で学び、育つ児童生徒に対して、小学校、中学校及び高等学校を通じて、「社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力や態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させること」が大切であると考えているところでございます。

◎再質問

- ・高等学校に設置された調査研究会の報告及び教科書選定審議会から教育委員会への答申では「実教出版高校日本史A」の教科書については、どのような理由で選定に至ったのか伺います。
- ・国旗掲揚、国歌斉唱について、この教科書では「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」との記述があるとのことですが、強制の事実があったのか伺います。
- ・これまで高等学校の教科書選定については、慣例や特別なルールはなかったのか、改めて伺います。

◎答 弁

7月22日に行われた教科用図書選定審議会においては、各高等学校の調査研究会からの報告に対し、審議が行われたところでございます。この審議において、「高等学校用の『実教出版 302 高校日本史A』については、様々な方面で議論を呼んでいるため、教育委員会で議論・検討して、生徒にとって最も適した教科書の採択を要望する」との補足意見が付けられ答申がなされましたので、8月17日の教育委員会臨時会では、これを受けて慎重に審議し、再考を求めるといったところでございます。

次に、この教科書において国旗掲揚・国歌斉唱について「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」との記述についてでございますが、他都市の動きについては把握してはおりませんが、本市におきましてはこれまでに職務命令を出したことはなく、各学校におきましては、「入学式や卒業式などで国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するものとする」との学習指導要領に基づき、適正に指導しているところでございます。

次に、高校の教科書採択についてでございますが、慣例や特別なルールというものはなく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や「川崎市使用教科用図書採択方針」に基づき、公正かつ適正に採択を行っているところでございます。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質 問

- ・地域の寺子屋事業の開講にあたり、市長も視察をされたと仄聞しますが、その手ごたえをどのように感じられたのか伺います。
- ・開講に向けて4箇所が準備中とのことですが、準備状況及び開講時期の予定について伺います。
- ・検討が始まっている「次期かわさき教育プラン」の中で「本事業を推進していく」と書か

れていますが、現時点では本格的な事業活動を始める準備段階であると捉えます。事業の検証をせず本格的な事業として推進するには、あまりにも拙速であると考えますが、見解を伺います。

- ・将来的には「地域の寺子屋事業」がどのような事業になることを想定しているのか伺います。併せて、その効果についての考えを伺います。

◎答 弁 (市長)

7月19日に中原小学校で実施された開講式と体験活動のプログラムには、私も参加いたしました。子ども達が目を輝かせて宇宙の話や、飛行機の飛ぶ仕組みについて聞き入り、親子で熱心にホバークラフトを作成する様子が印象に残りました。

今回は、市内在住のJAXA・宇宙航空研究開発機構にお勤めの方が講師をされていましたが、本市の子ども達には、初めてプログラムを実施されたと同っております。地域にはまだまだ潜在的な地域資源や人材があることを実感するとともに、この事業を契機に、市民の皆様の方々の力やまちの強みを活かして、子ども達の体験や学習の場がより豊かになっていく可能性を強く感じました。

また、富士見台小学校で7月22日から3日間にわたり実施された学習支援においては、連日80名を超える子どもたちが参加しており、昨日開講した西生田小学校の学習支援においても、約200名の参加申込があるなど、保護者の皆様のご関心やニーズが高い事業であると実感しております。

モデル実施の状況を多くの市民の皆様が知ることによって、今後、様々な地域で寺子屋を開講したいという気運が高まることを期待しております。

◎答 弁

現在、開講している寺子屋は、中原小学校、富士見台小学校、西生田小学校を対象とした3カ所でございます。大島小学校及び渡田小学校、日吉小学校、久本小学校、中野島小学校を対象とした4カ所につきましては、10月の開講を目指して、学習支援の進め方や体験活動の企画などの検討を進めているところでございます。

各寺子屋におきましては、事業をスタートさせる前に保護者のニーズ調査を行いました。想定していた以上の参加の意向と、期待の声がございました。

また、現在開講している3カ所の寺子屋におきましても、実際に大変多くの参加申し込みがあり、寺子屋事業に対するニーズは非常に高いものがあると受け止めております。

こうしたことから、モデル事業を実施する中で課題を把握するとともに、ノウハウを蓄積し、「地域の寺子屋事業運営推進会議」などで検証、検討を重ねながら、学校・家庭・地域の連携を図り、地域ぐるみで子どもの教育、学習をサポートする仕組みづくりを進める事業として推進してまいりたいと考えております。

本事業を推進することにより、学習支援を通しては、家庭学習の支援、自学自習力の向上を、体験活動・世代間交流を通しては、社会を生き抜く力や豊かな人間性の形成とあわせて、シニア世代等の地域参加の促進と生きがいづくりなどが図られることを期待しております。

◎再質問

- ・学習支援と体験活動、世代間交流の具体例及びシニア世代等の地域参加は、今後どのように進める考えなのか伺います。
- ・平成26年度の予算執行内容と状況について伺います。
- ・市内全公立小中学校で本事業を実施した場合の予算額、並びに予算措置についての考えを伺います。
- ・モデル事業を実施する中で課題を把握しつつノウハウを蓄積し、今後もこの事業を推進するとのことですが、全体の事業が完成する次期について伺います。また、それまでにこの

事業を受講できない児童、生徒、地域への対応について伺います。

◎答 弁

はじめに、地域の寺子屋事業は、原則として平日の放課後週1回の学習支援と、土曜日等の月1回の体験活動・世代間交流を実施するものでございます。

まず、学習支援につきましては、夏休みに入り富士見台小学校で、地域にお住いの元教員や主婦の方を中心に、九九の暗唱の練習や、計算のプリント、児童が持参した漢字の練習や自主学習用の教材などを活用した学習支援が実施されたところでございます。

また、体験活動・世代間交流につきましては、7月に実施された中原小学校でのJAXAのプログラムをはじめとして、そばうち体験や、着衣泳など、地域から講師を探し、親子で参加できるプログラムが実施されたところでございます。

今後も、シニア世代を始めとした豊富な知識や経験をお持ちの方や、市内の企業や大学など様々な皆様にも本事業につきまして、ご理解、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、今年度の予算につきましては、各寺子屋で児童の学習支援や体験活動を指導していただく寺子屋先生への謝礼、コーディネーターへの謝礼、消耗品費、地域の寺子屋運営推進会議に係る経費などを計上しております。

各寺子屋の運営は、それぞれ実施団体へ委託してまいりますが、現在、今年度モデル実施が決まっている7カ所のうち、4カ所と委託契約を締結しているところでございます。

また、全ての市立小中学校を対象に実施した場合の予算につきましては、仮に現在と同程度の事業規模で試算した場合、年間で1億5千万円程度になるものと考えております。

次に、本事業は、今年度途中からの実施でございましたので、来年度1年間はモデル期間として継続し、年間を通して実施した場合の課題や成果、運営方法、実施箇所数について検証・検討しながら、事業展開の方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、対象となっていない地域の児童生徒の参加についてでございますが、体験活動や世代間交流のプログラムによっては、参加いただけるものと考えております。

今後、モデル事業の実施に関する広報や、寺子屋の運営を担う人材、団体の育成等に努め、より多くの地域で寺子屋を開講できるように支援してまいりたいと考えております。

◆ 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について

◎質 問

- ・「いじめ防止対策推進法」では、必ずしも条例の設置については義務付けられていませんが、条例を設置する根拠について伺います。
- ・「防止対策連絡協議会」「問題専門・調査委員会」「総合調査委員会」を設置する趣旨、役割、メンバーの構成、任命の基準、期待する具体的効果について伺います。
- ・10条第2号に「重大事態に係る事実関係を調査審議する」とありますが、重大事態にあたる内容について伺います。
- ・「問題専門・調査委員会」の調査結果の報告は、どのような手順で行われ、調査を行うのか伺います。
- ・調査結果に不服が生じた場合の対応について伺います。
- ・「総合調査委員会」での調査対象はどのような案件となるのか伺います。
- ・本市ではこれまでも学校におけるいじめ対策を推進してきましたが、条例制定後の地域及び各学校の取組はどのように変わるのか伺います。

◎答 弁

いじめの芽は小さいうちに摘み、いじめを発見したときに大人が積極的に関わるのが重

要であり、第三者を加えた調査や情報共有等をもとに、いじめに対して、より迅速で適切な対応を図ることが一層求められております。そこで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、本市全体で、いじめ防止に全力を挙げて取り組んでいくよう、教育委員会の附属機関として「連絡協議会」、「専門・調査委員会」を、市長の附属機関として「総合調査委員会」を設置するため、本条例を制定するものでございます。

はじめに、「連絡協議会」についてでございますが、学校、教育委員会、児童相談所、家庭裁判所、警察の各代表者 25 名以内の構成とし、教育委員会が委嘱または任命し、委員の任期は 2 年といたします。

「連絡協議会」では、関係機関が、統計データなどを用いて、いじめ問題に関する課題、いじめの態様や各機関で実践した問題解決の方法等の情報を共有し、いじめ対応の在り方や関係機関相互のより良い連携の方法等について協議し、検討した内容が各関係機関の対策に反映されるよう取り組んでまいります。

次に、「専門・調査委員会」では、「連絡協議会」において課題となったことに対して、専門的見地から、実効的な解決策などを調査審議することにより、いじめ防止対策に役立てることが可能になると考えております。

また、重大事態が発生した際に、専門的見地からの指導や助言に基づき調査の内容や方法を、事案の調査に反映させてまいります。

重大事態につきましては、「川崎市いじめ防止基本方針」において、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または、児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定めております。

メンバー構成と任命基準につきましては、弁護士、医師、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家等、調査に関して専門的な知識を有する方で構成することを想定しており、教育委員会が公正かつ適切に人選し委嘱してまいります。調査の迅速性と的確性を図るために、委員は 5 名以内の構成とし、任期は 2 年といたします。

調査結果の報告についてでございますが、教育委員会の附属機関である「専門・調査委員会」は、学校での調査において、調査方法や内容、児童生徒への対応等に関する指導や助言を行います。これに基づいて、各区・教育担当が主体となり、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、周囲の児童生徒、教職員、保護者等から、慎重に聞き取り等の調査を行います。この調査について、「専門・調査委員会」で十分に審議したのち、教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は、調査内容をまとめ、調査結果を市長に報告いたします。

次に、「総合調査委員会」についてでございますが、市長は教育委員会から報告された調査結果を総合的に判断し、再調査の必要があると認めた場合には、市民・こども局を事務局とする「総合調査委員会」を設置し、委員の指導や助言に基づき、再調査を行うこととなっております。

メンバー構成は、「専門・調査委員会」の委員とは異なる弁護士、医師、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家等の中から、5 名以内で構成し、市長が委嘱するものでございます。

次に、条例制定後の取組についてでございますが、各学校におきましては、すでに本年 6 月から、「学校いじめ防止基本方針」の運用を開始しており、いじめ防止について、これまで以上にきめ細やかな取組を進めております。さらに、本条例の制定により、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する体制が一層整備されるものと考えているところでございます。

◎再質問

- ・平成 27 年 4 月 1 日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されます。新制度では、いじめによる自殺事案にはどのように対応する事になるの

か伺います。

- 全ての地方公共団体に「総合教育会議」が設置されることとなりますが、議案第 107 号により設置される3つの附属機関との関係はどのようになるのか伺います。

◎答 弁

改正、施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、市長は、「総合教育会議」を主宰いたしますが、この会議におきましては、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」についても協議することとされておりますので、いじめによる自殺事案につきましても、協議するものでございます。

一方、「いじめ問題専門・調査委員会」と「いじめ総合調査委員会」では、重大事態等の調査を行うものでございます。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・給食センターからの配送については、一斉配送を想定されているのか、必要な配送車の手配も含めて伺います。
- ・給食開始時間についてはどのように考えているのか伺います。
- ・給食時間の確保について準備時間も必要ですが、対応を伺います。
- ・受け入れる学校側の配膳室の整備時期について伺います。
- ・センター方式の施設整備の手法と主な内容、財源の確保策について伺います。
- ・平成28年度全校実施について達成可能なのか伺います。
- ・平成28年度から中学校給食も始まることから、未納・滞納対策と共に、教員の負担軽減を図り本来の業務に集中するためにも給食費の公会計化を導入すべきです。取組を伺います。

◎答弁

はじめに、学校給食センターで調理された給食の配送方法、及び配送車の手配についてでございますが、今後、学校給食センターの整備手法の決定と合わせ、民間活力を活かした効率的な配送計画について検討してまいります。

次に、給食の開始時間等についてでございますが、学校の時程は、その学校の状況に合わせて各学校が設定するものでございますが、学校等の意見も踏まえながら、準備時間等も含めた給食時間のあり方について、実施までの間に検討してまいります。

次に、給食の配送を受ける中学校の配膳室の整備についてでございますが、平成28年度中に全校で中学校完全給食が実施できるよう、教育環境に配慮しながら、本年度から一部の学校で設計に着手し、次年度以降、順次、設計・工事を進めていく予定でございます。

次に、学校給食センターの整備手法についてでございますが、現在実施している事業手法検討調査を踏まえ、他都市でも導入事例が多いPFI方式や市立小学校等で実績のある公設民営方式を基本として検討を進め、川崎市立中学校完全給食実施方針と併せ、決定してまいりたいと考えております。

施設整備の内容といたしましては、厨房機器の設置を含め、施設の設計・建築・工事監理等でございます。

財源につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金の活用を見込んでいるところでございますが、その具体的な額につきましては、今後、各学校給食センターの規模等に応じ、実行ベースに合わせて算出した事業費を踏まえ精査してまいります。また、財源確保につきましては、国の予算編成に対する要請などの機会を通じ、十分な財源措置について要請してまいりたいと考えております。

次に、中学校完全給食の実施時期についてでございますが、多くの市民の皆様から早期実施が望まれておりますので、平成28年度中に全校において中学校完全給食が実施できるよう取り組んでまいります。

次に、「給食費の公会計化」についてでございますが、学校における給食費の会計処理につきましては、給食費の収支を会計簿に記載し、未納者がいた場合、連絡等の対応経過、督促や入金の経過について記録して、関係職員や管理職が情報共有し、組織的に対応することで、事故防止に努めております。

給食費の公会計化につきましては、全市的な業務執行体制の整備や、徴収管理システムの構築、法的な対応などの課題がございますので、市全体としての負担軽減となるかどうか、収納率向上が図られるかどうか等の効果も含め、引き続き、国の動向や他都市の状況を注視しながら検討してまいります。

◆ 次期「かわさき教育プラン」について

◎質 問

- ・総務委員会での報告では「学校図書館の充実に向けて、学校図書館コーディネーターや学校図書館ボランティアの活用方法を含めた検討を進める必要がある。」と述べられています。専任司書の配備については請願・陳情が全会一致で可決されていることを重く受け止め、事務事業素案にどのように具体的に盛り込むのか伺います。

◎答 弁

本市では、すべての学校図書館の充実に向けまして、学校を巡回訪問し、学校図書館の蔵書の充実や環境整備等、読書活動の充実を図るため、司書資格等を有する巡回型の学校司書である学校図書館コーディネーターを、平成 21 年度から、各区 3 名体制とし、学校図書館の充実に努めているところでございます。

本年 6 月に学校図書館法の一部が改正され、平成 27 年 4 月より、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置づけ、これを学校に置くよう努めることが定められたところでございます。また、総務委員会における審議結果を重く受け止めているところでございます。これらを受けまして、次期「かわさき教育プラン」の策定におきましては、学校図書館の更なる充実のために、関係局と調整を図りながら、常に人がいる環境づくりについてのモデルケースの実施も含めて検討しているところでございます。

◆ 介護職への関心を高める取組について

◎質 問

- ・将来の人材確保を見据えて介護の仕事の尊さを学んだり、現場の体験学習など教育の一環として介護職に興味を持てる総合学習の取組を伺います。
- ・高齢者や障がい者との共生意識の醸成も必要です。見解と取組を伺います。

◎答 弁

介護に関する学習につきましては、小・中・高等学校を通して、総合的な学習の時間などを活用して取り組んでいるところでございます。

具体的には、介護の仕事にあたっている方々を学校にお招きし、仕事の尊さややりがいについてのお話を伺い、自分ができることについて考える学習などが行われております。また、高齢者介護施設との交流も行われており、そこで生活されている高齢者や介護にあたる人の仕事への思いにも直接触れることで、介護職についての理解を深めております。

今後、介護職の仕事の尊さややりがいをまとめた教材とともに交流可能な施設についての資料を小・中学校の総合的な学習の時間の研究会で紹介するなど、介護職の理解を図ってまいりたいと考えております。

市立川崎高等学校福祉科では、社会福祉の知識・技術を学び、施設実習や社会人講師の授業を通して資格を取得し、福祉社会に活躍する専門職の育成を目指しております。介護福祉士国家資格の合格率が全国平均を大きく上回り 2 年連続 97%であることに加え、福祉・医療系大学への進学、福祉施設への就職などで高い実績をあげております。

このような小学校からの様々な取組は、障がい者や高齢者を笑顔にしたい、幸せにしたいという思いやりの心を育て、共生意識を醸成し、介護職への関心を高めることにつながるものと考えております。

◆ 学校給食センターについて

◎質問

- ・給食センターの候補地としてあげられている平間浄水場は再構築計画が進められております。浄水池の解体などによる粉塵の影響や、隣地に建設が決まっている動物愛護センターなど、衛生面への懸念に対する対策と、上下水道局の事業計画への影響について伺います。
- ・給食センター候補地は、他にも用途変更を要する土地もあり、事業用地として決まった経緯について伺います。
- ・将来的に人口が減少していくことが示され、厳しい財政状況が続き課題が山積みのなか、給食センターを3箇所設置する以外に2校の敷地内で調理場を設置するとのこと。将来的な維持管理費用や効率性を勘案した場合、給食センターを活用し賄うべきですが、あえて新設する理由と事業費について伺います。

◎答弁（副市長）

はじめに、学校給食センターの衛生管理についてでございますが、国の定める「学校給食衛生管理基準」によりますと、学校給食における衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設は、清潔で衛生的であること、害虫等の侵入・発生を防止するため侵入防止措置を講じること、外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けることなど、詳細に定められております。本市学校給食センターにおきましても、この「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理には万全を期してまいります。

次に、上下水道局の事業計画への影響についてでございますが、上下水道局からは、今年度末に上平間管理公舎を廃止し、その後直ちに公舎等の撤去工事に着手すると伺っております。当該用地は、移設が困難な送水管が埋設されていないことや、上下水道局が行う再構築事業のエリアから外れていることから、事業計画への影響はないものと考えております。

次に、学校給食センター建設予定地の選定についてでございますが、これまであらゆる実施手法を検討する中で、限られた市有地を最大限に活用し、学校給食センターを整備することについても全庁的な調整を行ってきたところでございます。

学校給食センターを整備するためには、必要食数が調理可能な大規模な敷地が必要となりますが、南部市場北側用地にあっては、施設の再編整備及び施設の集約化により生じた用地の有効活用として、上平間管理公舎用地にあっては、平間配水所の施設のコンパクト化及び上平間管理公舎等の廃止により生じる用地の有効活用として、マイコンシティ事業用地にあっては、マイコンセンター機能との複合化により限られた市有地の活用が図れること等から、中学校給食推進会議や同検討部会、公有地総合調整会議などにおいて全庁的な検討を行い、学校給食センター建設用地として、南中北3箇所の市有地の活用を決定したところでございます。

次に、中学校完全給食の実施手法についてでございますが、今回、「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）」においてお示ししたとおり、安全・安心・良質な学校給食を実施するためには、生徒数の推計に基づく最大食数 約3万3千食を確実に確保する必要があります。そのため、限られた市有地を最大限に活用して、学校給食センターを3箇所整備し、食数合計 約3万1千食を確保してまいります。しかしながら、これらの学校給食センターの調理能力や学校給食センターから各学校までの配送時間を考慮いたしますと、食数に不足が生じますので、小学校との合築校である「東橋中学校」及び「はるひ野中学校」においては、合築校舎内の調理場を活用し、また、教育活動に支障を及ぼさない「犬蔵中学校」、及び「中野島中学校」においては、同校の敷地内に調理場を設置し、最大食数 約3万3千食を確実に確保してまいりたいと考えております。

自校方式にかかる事業費についてでございますが、具体的な額につきましては、今後、各学校給食調理場の規模等に応じ、実行ベースに合わせて算出してまいります。なお、「川崎市立中学校

完全給食実施方針（素案）」でお示しいたしましたが、小中合築校である「東橋中学校」と「はるひ野中学校」を除き、自校方式により食数に応じた標準的な学校給食調理場を50校整備した場合の試算値は、施設整備費等 約150億円、30年間の維持管理・運営費 約610億円、合計 約760億円と試算したところでございます。これらを単純に50校で割り返しますと、1校当たりの自校方式による事業費用は、施設整備費等約3億円、30年間の維持管理・運営費 約12億2千万円、合計約15億2千万円となるところでございます。

◆ 給食における事務負担について

◎質問

- ・給食の食数変更については、業者に連絡がつくまで電話連絡を余儀なくされ、授業に支障をきたす程、時間をとられるとの実態があると仄聞します。早期の対応が望まれますが、伺います。
- ・栄養職員未配置校では給食会計事務を教員が行っていますが、多大な事務負担によって授業準備など教育に支障が生じています。中学校給食が実施されると、このような事務が中学校教師の仕事に上乘せされ、それだけでなくも部活動などに時間の制約がある中、更なる圧迫をする事になります。負担回避が不可欠ですが、小中学校における給食事務の改善策について伺います。

◎答弁

はじめに、インフルエンザ等による学級閉鎖などの急を要する場合や、児童の転入・転出・長期欠席がある場合には、学校から給食の食数変更を納入業者へ連絡することになっておりますが、この変更連絡の手段につきましては、電話だけではなく、FAXでの送信も可能となっております。

しかしながら、学校によっては、食数の変更を、迅速に丁寧に行おうとするあまり、電話での連絡を主として、それが負担となることもございますので、今後は、その負担を軽減できるよう、状況に応じてFAXを活用するなど、各学校あてに連絡手段等について再度周知を図ってまいります。

次に、給食事務についてでございますが、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保していくことは重要でございますので、他の自治体の事例も参考にしながら、小学校においては、引き続き業務の効率化を図るとともに、中学校においても、小学校での取組を踏まえ、より効率的な業務の執行方法について検討してまいります。

◆ 全国学力・学習状況調査について

◎質問

- ・学力テストの結果について学校別成績を公表せず、市内全小中学校で学校別に結果を分析した報告書を作成し、各学校から保護者等へ説明するとしていますが、その報告書の内容と活用方法を伺います。
- ・市長はこれまで「学力向上のためには、子どもたち自身が自分の力について知ることが大切」と答弁しています。個人票の活用も含め、対応を伺います。
- ・実施要綱に定められた実際になされる配慮と説明方法についても伺います。

◎答弁

文部科学省は、実施要領において、「調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であること」、「調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること」などを示しており、これらを踏まえて、全ての市立小中学校で、保護者・地域向け報告書を作成しているところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校が、調査結果から優れている点や課題等を把握し、それ

らを地域・保護者と共有することは、児童生徒の学力向上や学習状況の改善に向けた取組を学校・保護者・地域が一体となって推進することにつながるものと考えているところでございます。

次に、報告書の内容についてでございますが、レーダーチャート図等で示した調査結果の全体的な概要、教科調査・質問紙調査の結果から把握した自校の成果や課題、数値目標を含む今後の取組等が考えられるところでございます。また、学校の取組に対する教育委員会の見解等を示してまいりたいと考えております。

次に、個人票の活用につきましては、個人票とともに、今年度から、結果の見方や活用の仕方を示したプリントを配付し、児童生徒一人一人の学習状況をお知らせするとともに、学習方法等の助言を与え、保護者と共通理解を図ることで、児童生徒の学力向上につながるものと考えているところでございます。

次に、結果活用の際の配慮についてでございますが、実施要領では、「序列化や過度な競争を生じないように十分配慮すること」、「単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること」、「平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと」とされております。

教育委員会といたしましては、これらの配慮事項を踏まえ、各学校が教育目標や経営方針等に照らし、教育指導の改善に役立てられる報告書を作成し、保護者・地域と情報共有できるよう、校長会での説明や報告書作成担当者研修会の実施、区・教育担当の相談窓口設置等、きめ細やかな支援をしているところでございます。

◆ 学校図書館について

◎質問

- ・学校図書館司書の配置の請願については、平成 24 年 7 月に趣旨採択され、今年 7 月の総務委員会においても採択されております。教育委員会はこれまでの総務委員会での審議をどのように捉えていたのか伺います。
- ・10年スパンの「次期かわさき教育プラン」には学校図書館司書の計画的配置について明確な方針を示すべきと考えます。見解を伺います。

◎答弁

本年6月に学校図書館法の一部が改正され、平成 27 年4月より、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置づけ、これを学校に置くよう努めることが定められたところでございます。また、総務委員会における審議結果を重く受け止めているところでございます。これらを受けまして、次期「かわさき教育プラン」の策定におきましては、学校図書館の更なる充実のために、関係局と調整を図りながら、学校図書館に常に人がいる環境づくりについてのモデルケースの実施も含めて検討しているところでございます。

◆ 学校における薬物乱用防止教育について

◎質問

- ・外部講師による薬物乱用防止教育、および教職員に対する研修機会の拡充実績と今後の取組について伺います。

◎答弁

はじめに、市立小、中、高等学校におきましては、学習指導要領に基づき、体育・保健体育科の保健学習の中で、薬物の乱用は「一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすこと」、「法律で厳しく規制されていること」、「家

庭、学校、地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあること」等を学習しております。

また、神奈川県と連携を図る中で、体育・保健体育科の学習に加えて、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を活用し、警察職員や麻薬取締官、学校薬剤師、保健所職員等の外部講師による薬物乱用防止教室を実施するよう、年度当初に各学校に通知しているところでございます。

今年度は、特に、薬物による事件事故が多発しておりますので、文部科学省発出文書「薬物乱用防止教育の更なる充実について」を8月28日に、さらに、内閣府発出文書「危険ドラッグの乱用根絶のための緊急対策について」を9月2日に、それぞれ小・中・高等学校に配付し、周知したところでございます。

さらに、今月4日に開催した全市の児童生徒指導連絡協議会におきましても、薬物乱用防止教室の積極的な実施について、改めて依頼したところでございます。

教職員に対する研修会につきましては、学校警察連絡協議会全体会におきまして、警察職員から現状と実態について報告をいただいておりますが、今後さらに、神奈川県薬物乱用対策推進本部事務局や各警察署と連携を図りながら、「危険ドラッグ」に関する情報交換等を図り、児童生徒の薬物乱用防止に努めてまいります。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・本市センター方式のアレルギー対応について伺います。
- ・栄養職員の配置については、文部科学省基準を基に「素案」で試算をすると10名程度しか配置できません。中学校3万食に対して10名程度の栄養士では、膨大な業務量・責任を負う栄養士の仕事として、あまりにも負担が大きく、食育指導も十分行うことはできないことは明らかです。この点について伺います。
- ・我が党議員団は小中合築校の2校を除く全49校を訪問調査し、自校調理が可能とされていた3校の他にも給食調理場の設置が可能な学校は10校以上存在するとの認識を持ちました。また、文部科学省に確認したところ、文科省が示す基準面積は、補助金算定上の上限を示したもので、基準以下の面積でも国から補助金は出るとのことです。全校調査の結果と文科省の基準面積の考え方を踏まえて、中学校給食推進会議として、再度調査し、可能性のある学校を洗い出し、増やすべきです。伺います。

◎答弁

はじめに、食物アレルギーの対応についてでございますが、中学校給食におきましては、学校給食センター内にアレルギー専用調理室を設置し、「学校生活管理指導表」により、医師の診断をもとに、使用する食材の原材料等の詳細な情報を提供し、アレルギー物質を含む食品に関する表示が義務づけられている特定原材料7品目、卵、小麦、そば、落花生、乳、えび及びかにの除去等に努めてまいりたいと考えております。また、食物アレルギーを有する生徒等については、適切な対応が求められるため、給食での対応が困難な場合には、家庭からのお弁当を持参していただくなど、個別に配慮してまいります。

次に、栄養職員の配置についてでございますが、食育指導や給食管理等のあり方を踏まえた教職員の役割も含め、中学校完全給食の実施までの間に検討してまいりたいと考えております。

次に、中学校完全給食の実施手法についてでございますが、国の「学校給食衛生管理基準」では、調理場は、二次汚染防止の観点から、食材の検収室、食品の保管室、下処理室等の「汚染作業区域」、調理室、配膳室等の「非汚染作業区域」、及び更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等の「その他の区域」に部屋単位で区分すること、洗浄室は別途区分すること、検収、保管、下処理、調理、及び配膳の各作業区域、並びに更衣休憩に充てる区域、及び前室に区分するように努めること、とされております。さらに、食品の保管室は、専用であること、衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入及び搬出に当たって、調理室を経由しない構造及び配置とすること、外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けることなど、詳細に定められております。そのため、中学校完全給食の実施に当たりましては、生徒に安全・安心で良質な学校給食を提供するために、これらの衛生管理基準等を考慮した広さ・規模を有する調理場を設置することが必要でございます。

このことを踏まえ、中学校完全給食を「自校方式」により実施するには、多くの学校で衛生管理可能な十分なスペースの確保等が困難な状況であるため、結果として運動場に調理場を整備するか、又は大規模な改修を行わざるを得ない状況でございます。

その結果、児童生徒の活動場所が非常に制限されることとなり、教育環境への影響がとて大きくとなるとともに、これらの方式は、他の方式と比べ多くの費用を要することが見込まれるなど、本市においては困難な状況にあると考えております。

したがって、本市特有の細長い地形等を考慮し、限られた市有地を最大限に活用して、センター方式により調理場を3箇所整備するとともに、学校との調整も踏まえ、小学校との合築校である東橋中学校及びはるひ野中学校においては、合築校舎内の調理場を活用してまいります。

また、本年1月から3月に実施いたしました「中学校給食実施に向けた配膳室等整備事前調査」の結果、及び学校との調整結果も踏まえ、教育活動に支障を及ぼさない犬蔵中学校及び中野島中学校においては、同校の敷地内に調理場を設置することにより、生徒数の推計に基づく食数約3万3千食を確保してまいります。

◎再質問

- ・ 正確に厳密に見積もれば、センター方式より自校方式の方が費用面でも低くなる可能性があります。過大な見積もりは訂正すべきが、伺います。
- ・ 全校調査の結果と文科省の基準面積の考え方を踏まえて再度調査し、可能性のある学校を洗い出すべきです。初回の質問では答弁がありませんでしたので、改めて伺います。

◎答 弁

はじめに、本年5月29日の総務委員会において提出いたしました「実施手法ごとの事業費用の試算について」でございますが、この試算は、実施手法ごとの事業費用について、比較・検討するために、一定の条件のもとでシミュレーションをした試算値でございます。実際に要する費用とは、異なるものでございます。

また、自校方式では、50校の調理場の延べ床面積の合計を1万8,450平方メートルと設定いたしましたが、これは、各学校の推計に基づく食数を300食、500食、1,000食、1,500食の4つの区分に分類し、各食数区分に応じ、調理場の延べ床面積を、それぞれ300平方メートル、350平方メートル、400平方メートル、500平方メートルと設定した上で、該当校数を乗じ、合算したもので、調理場建設に係る費用につきましては、この延べ床面積の合計に、業者ヒアリングや他都市の事例を参考とした、想定のある単価を乗じて算出したものでございます。

なお、国の「学校施設環境改善交付金」の交付金額の算定に使用される補助基準面積は、交付金算定の基準でございますので、学校給食施設の新増築に当たりましては、この交付金を最大限活用してまいりたいと考えております。また、実行ベースでの整備面積につきましては、今後、設計等のなかで、学校とも調整しながら検討するとともに、事業費につきましても、実行ベースに合わせ、財源の額を含めて精査してまいります。

次に、自校調理場の設置に係る再調査についてでございますが、本年1月から3月までの間に、「川崎市立中学校給食実施に向けての配膳室等整備事前調査」を実施いたしましたが、結果といたしましては、市立中学校に、自校調理場を設置するには、多くの学校で衛生管理可能な十分なスペースの確保等が図れない状況でございました。

したがって、今後は、本市が実施した配膳室等調査の結果、及び学校との調整結果を踏まえ、「自校調理場2校及び中学校配膳室」の整備計画を策定するとともに、実施方針を11月までに決定し、中学校完全給食実施に向けた取組を推進していく予定でございますので、自校調理場設置に係る再調査については、難しいものと考えております。

◆ 少人数学級について

◎質 問

- ・ 今年開校した川崎市立中高一貫校では、3クラス120人で募集していましたが、研究指定校を取り、開校時には4クラスで少人数学級が実現しています。これを見ても、中学校1年生で少人数学級が効果的であると改めて証明されたのではないのでしょうか。だとしたら、全中学校に少人数学級を実現することこそ必要なのではないのでしょうか、伺います。
- ・ 少人数学級拡充を次期教育プランに具体的に盛り込むこと、遅くもこのなかで、国の動向を待たずに、少人数学級を思い切って拡充すべきです。伺います。

◎答 弁

本市におきましては「かわさき教育プラン」に基づき、少人数学級や少人数指導等の取組を通して、子どもたちの個に応じたきめ細かな指導の充実に努めているところでございます。

小学校3年生以降の少人数学級につきましては、国におきまして必要な予算措置が見送られておりますが、神奈川県の研究指定制度を活用するなどして、その実施に取り組んでいるところでございます。中学校では教科担任制であることから、学級数の増加が各教科担任の授業時数に影響するという実情がございしますが、今年度、川崎高等学校附属中学校をはじめとして8校で少人数学級を実施しております。

また、学校によりましては、少人数学級のほか、少人数指導やチーム・ティーチング等により、生徒の習熟の程度に応じた指導方法の導入や特別な教育的ニーズへの対応を希望する場合もございしますので、教育委員会といたしましては、加配教員を適切に配置しながら、引き続き、各学校の実情に応じた教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、少人数学級の拡充についてでございますが、先ごろ文部科学省から、平成27年度以降の10年間を対象とした「新たな教職員定数改善計画（案）」が公表され、その計画では、教育の質的向上などを目的に、総計3万1千800人分の定数改善が盛り込まれております。

教育委員会におきましては、現在、次期教育プランの策定中でございますので、こうした国の教職員定数改善計画や、平成29年度に予定されている学級編制基準や教職員定数の決定権限の指定都市への移譲等も踏まえながら、個に応じたきめ細やかな指導方法や指導体制の充実などについても検討を進めてまいりたいと考えております。

◆ 学校図書館について

◎質 問

- ・学校図書館に常勤の図書館司書を計画的に配置する事をしっかりと次期教育プランに盛り込むことについて伺います。

◎答 弁

本市では、すべての学校図書館の充実に向けまして、学校を巡回訪問し、学校図書館の蔵書の充実や環境整備等、読書活動の充実を図るため、司書資格等を有する巡回型の学校司書である学校図書館コーディネーターを、平成21年度から、各区3名体制とし、学校図書館の充実に努めているところでございます。

現在、学校図書館法の一部改正等を受けまして、学校図書館の更なる充実のために、関係局と調整を図りながら、学校図書館コーディネーターの計画的な配置を、学校図書館に携わる人の配置についてのモデルケースの実施も含めて検討しているところでございます。

◆ 全国学力・学習状況調査について

◎質 問

- ・今回教育委員会は、「保護者や地域の人々への説明責任を果たすため、各学校の取組の効果が見えるように、学校毎の結果を公表する」としました。昨年までは、学校が結果を公表する事は求めていませんでした。なぜ、学校の公表を求めるといふように変えたのか伺います。
- ・学校毎の結果の公表といっても、必ずそのことが独り歩きして、学校間格差を助長する事になりかねません。現にうちの学校は全国平均よりも10点は高いなどと公言するところも出ています。学校毎の公表をやめるべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

文部科学省は、実施要領において、「調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、

学校における教育活動の一側面であること」、「調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること」などを示しているところでございます。

本年度より、実施要領が変更され、教育委員会が域内の公立学校の結果について公表が可能となったところでございます。その場合は、「序列化や過度な競争を生じないように十分配慮すること」、「単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること」、「平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと」などが配慮事項として示されております。

教育委員会といたしましては、各学校が、調査結果から優れている点や課題等を把握し、それらを地域・保護者と共有することは、児童生徒の学力向上や学習状況の改善に向けた取組を学校・保護者・地域が一体となって推進することにつながるものと考えているところでございます。

これらを踏まえて、本市におきましては、教育委員会が公表するのではなく、各学校が独自の報告書を作成するものとしたところでございます。

全ての市立小中学校では、保護者・地域向け報告書「全国学力・学習状況調査の結果の内容と学力向上の今後の取組について」を作成しているところでございます。

公表する数値につきましては、保護者・地域が、自校の児童生徒の実態を把握しやすいよう、学校ごとに適切な数値を取り上げ、また、今後の教育指導等の改善につながる目標を数値化するものでございます。これは、一律に比較できる内容ではございませんので、学校間の序列化や過度な競争につながるものではないと認識しております。

◆ 高等学校教科用図書について

◎質 問

- ・日本も参加し採択されている国連 ILO ユネスコは「教員は、生徒に最も適した教具及び授業法を判断する資格を特に有している」という勧告をだしています。「学校の実態」に即して、今回「実教出版 302 高校日本史A」を選定した 2 校の努力を否定し、他の教科書を選び直すよう依頼する「決定」を出したことは、今までの川崎市の教育委員会のやり方からみても大きく逸脱したものといわなければなりません。そんな権限が教育委員会にはあるのでしょうか、伺います。
- ・「生徒にとって最も適した教科書」とは何なのか。具体的な名言は避け、遠回りの発言をし、最も民主的である教育委員会での決定に際して、検定を通過しているにもかかわらず、特定の教科書の排除を行ったのではないかと疑念は晴れません。伺います。

◎答 弁（委員長）

教科書の採択の権限についてでございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条で、教育委員会の職務権限と規定されております。また、文部科学省におきましては、採択の権限として「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。」としております。

ILO 及びユネスコの「教員の地位に関する勧告」につきましては、旧文部省から周知が図られたものでございますが、現在の文部科学省からは、この勧告の内容に対して、我が国の実情や法制に適合した方法で取り組むべきものであること、教科書採択は採択権者たる教育委員会の権限と責任の下に、適正かつ公正な採択が行われるものであることが示されているところでございます。

次に、今回の高校日本史教科書の採択についてでございますが、川崎市では川崎市で学び、育

つ児童生徒に対して、小学校、中学校及び高等学校を通じて、「社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力や態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させること」が大切であるという視点に立って、教育委員会の責任と権限において、適正に採択したところでございます。

◎再質問

- 教科書選択の方法について、高等学校は「各学校の実態に即して」という文言が明確に入っています。この「各学校の実態に即して」ということが、今回の教科書採択で貫かれていたのか伺います。
- ユネスコの勧告について、文科省はことさらこの勧告を強調することはしないということですが、ホームページで公開しているということからみても、国際基準は現に生きていると思いますが、伺います。
- 今年度の採択対象となっている教科用図書は508冊という事です。教育委員はこれを全部読まれて全ての教科書で「最も適した教科書」を選定されたのでしょうか、伺います。
- 8月28日に当該学校から「平成27年度使用教科用図書調査研究報告についての補足意見」について、その結論を伺います。

◎答 弁（委員長）

高等学校の教科書採択につきましては、基本的には学校が選定した採択候補を尊重し、教科用図書選定審議会からの答申を受けて、教育委員会において採択したものでございます。

今回につきましては、日本史Aの教科書に対して、教科用図書選定審議会から補足意見が付されておりましたので、それぞれの教育委員が当該科目の教科書すべてを調査研究したうえで、慎重に審議を進め採択したところでございます。

次に、ILO及びユネスコの「教員の地位に関する勧告」につきましては、旧文部省時代から周知が図られているところでございますが、その内容につきましては、我が国の実情や法制に適合した方法で取り組むべきものであり、教育委員会の教科書採択する権限を拘束するものではないと、文部科学省より回答をいただいたところでございます。

次に、当該校の教員からの補足意見につきましては、「川崎市使用教科用図書採択方針」に示された正式な手続きのもとで提出されたものではないと認識しているところでございます。

■ 代表質問（9月11日）新しい川崎の会 ■

◆ 学校給食センターについて

◎質問

- 用途地域指定の変更の際に想定されるデメリットについて、検討の有無及びその中身についてお聞かせください。
- 給食センターの建設によって周辺地域の齎されるメリット及びデメリットにつき、それぞれ見解をお聞かせください。
- デメリットを最小限に抑えるために、現在講じている具体的な方策等がございましたら、その点についてもお聞かせください。
- 食材調達につき、周辺地域の小売業者を含めた地域産業の振興の視点はお持ちなのか、また、災害発生時の炊き出し施設としての利用について考えておられるのか、見解を伺います。

◎答弁

はじめに、学校給食センターの整備に伴うメリット・デメリットについてでございますが、周辺地域に対するメリットも踏まえ、学校給食センター活用の可能性について、今後の具体的な仕様作成や設計の過程において、関係部署とも調整しながら検討してまいりたいと考えております。

また、現在実施しているパブリックコメントや今後実施予定の保護者説明会等において、幅広くご意見を伺いながら、学校給食センター整備に伴うデメリットが生じないよう、周辺環境にも十分配慮した計画としてまいりたいと考えております。

次に、食材調達についてでございますが、地産地消に配慮した市内産・県内産の食材の確保に努めてまいります。また、中学校給食において活用予定の公益財団法人川崎市学校給食会では、主に市内に店舗を有する事業者を学校給食用物資納入業者として指定しておりますので、地域の活性化にも寄与するものと考えております。

次に、災害発生時の学校給食センターの活用についてでございますが、災害発生後、学校運営が再開されるまでの間の学校給食センターの役割等も含め、今後、関係部署と協議してまいります。

◆ 教職員互助会補助金について

◎質問①

- ・教職員互助会は預貯金や動産・不動産等の資産はどのくらい所有しているのか

◎答 弁（勤労課長）

平成25年度決算書の財務諸表によりますと、事業活動資金の流動資産として約1億5千万円を普通預金や定期預金で保有しているところでございます。また、建物を除く固定資産といたしまして、財団設立の基本財産、財団雇用職員の退職金の積立金、建物修繕の積立金、会員積み立ての預かり金、退職互助会計の資金など、支出目的をもって保有している財産などがございまして、これは約11億5千万円が計上されているところでございます。

なお、退職金積立、建物修繕、会員積立の預かり金など多くの資産は、将来の支払いに備えるために保有しているもので、固定資産のうち約10億円は安全に運用できる国債、地方債等の有価証券として保有しているところでございます。

◎質問②

- ・有価証券用等で10億円相当持っているということで、運用利益も何百万になるかと思う。利益がある中で補助金を出すことは、今後、市民感情等、様々な観点から見直すべきである。
- ・資産がありながら補助金を支給する事について教育長のお考えは

◎答 弁（教育長）

財団の財産といたしましては、いずれも支出目的を持って保有している財産でございます。

今後、退職金の積み立てですとか建物の修繕、会員の積み立ての預かり金など、多くの資産は将来の支払いに備えるために保有しているものでございます。先ほど、課長から答弁申し上げましたように、今後も安全に適正に管理運用されることが望ましいと思っております。

補助金につきましては、その補助対象が補助金の執行にふさわしいものかどうかという部分は、今後検討する部分がございますら適正に行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

◆ 中学校高等学校対外競技派遣補助金について

◎質問①

- ・部活動の意義について伺います。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲や技能の向上、責任感、連帯感を育てるほか、部活動を通して互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成や豊かな人間性の育成を図る上で大変意義深いものと考えております。

◎質問②

- ・部活動の加入状況について数字でお示しいただけますか。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

平成26年度の中学校運動部については、男子80.6%、女子57.7%、合計69.6%で、神奈川県下の市町村では、一番高い入部率となっております。文化部については、男子8.2%、女子33.3%合計20.8%で、運動部と合わせますと、90%を超える子どもたちが部活動に入部しているところでございます。

◎質問③

・昨年度の全国大会や関東大会への出場状況についてお答えください。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

平成25年度の関東大会への出場者の内訳は、中学校283名、高等学校123名、特別支援学校11名、合計417名でございます。

また、全国大会へは、中学校93名、高等学校104名、合計197名が出場しているところでございます。

◎質問④

・これまで部活動の拡充について、運営面、経済面でどのような支援が行われたのか、伺います。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

はじめに、運営面でございますが、部活動の指導につきましては、学校の教員が顧問として行っておりますが、多くの指導者によるきめ細かい指導やより専門的な指導を実施するため、有償部活動指導者派遣事業等により、多くの学校に外部指導者を派遣しております。今年度につきましては、93名の外部指導者が42校の中学校で活動しているところでございます。

他に、種目によっては、高等学校との合同講習会を実施しております。高校生と一緒に活動することにより、技能的な向上はもとより、ルールやマナーなど、公正さと規律を尊ぶ態度を培うなど、豊かな人間性の育成にも寄与しているものと考えております。

経済面につきましては、部活動が一人一人の生徒にに応じて効率的かつきめ細かく運営できるよう、各学校に部活動推進用具整備費を配当しているところでございます。他に、各種大会の運営費をはじめ、関東大会や全国大会への出場者に対しましては、宿泊費および、交通費の一部を派遣補助金として支出しております。また、全国大会に限りましては、宿泊費や交通費の補助金の他に、激励金として、団体種目には、一部活動に5万円、個人種目には一人5千円をお渡ししております。

◎質問⑤

・部活動の課題について、特に遠征費についての課題をどう考えているのか伺います。

◎答 弁（健康教育課担当課長）

本市の子どもたちが関東大会や全国大会で活躍することは、大変喜ばしいこととございます。出場される生徒の家庭の負担を軽減するためにも、遠征に係る補助金は必要なことと考えております。

遠隔地で開催される大会につきましては、宿泊費や交通費等がかさむとともに、出場者数も確定しない状況での予算の確保が課題となりますが、子どもたちの活躍を応援する意味でも、今後とも予算の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◎質問⑥

・遠征費の一部補助ですと、保護者の負担も大きいと思います。宿泊費・交通費の実費相当分全額を支給する考えはないのか伺います。

◎答 弁（健康教育課長）

今年度につきましては、交通費、宿泊費の55%の補助をしており、残りを各家庭で負担していただいているところでございます。

増額につきましては、大変厳しい状況でございますので、現状程度の予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

◆ スクールソーシャルワーカー配置事業について

◎質問①

- ・平成24年度、25年度の活動状況について、活動実績、成果、効果を伺います。

◎答 弁（教育改革担当担当課長）

平成24年度は、85校、474名の児童生徒に対し、延べ1,687回の対応をいたしました。このうち、解決または状況が好転したケースは48%でございました。

平成25年度につきましては、98校、395名の児童生徒に対して、延べ1,377回対応し、解決または状況が好転したケースは23.4%でございました。

◎質問②

- ・児童生徒の抱える問題について、具体的にどのようなものがあるのか、平成25年度の実態について、また、近年の特徴について伺います。

◎答 弁（教育改革担当担当課長）

近年、家庭環境、生育歴、発達など様々な要因が絡み合い、児童生徒が抱える問題は、ますます複雑化・多様化していると認識しております。

平成25年度にスクールソーシャルワーカーが対応した内容の主なものといたしましては、家庭環境に関する問題が21%、不登校に関する問題が20%、発達障害等に関する問題が16%となっております。このほか児童虐待や友人関係の問題等も増加傾向にございます。

◎質問③

- ・解決に時間を要する難問題については、どのような内容で、関係機関との連携はどのように図っていき、解決に努力をしているのか伺います。

◎答 弁（教育改革担当担当課長）

解決困難なケースといたしましては、家庭内の環境に関わることや医療的ケアが必要なことなど、学校内での相談や指導だけでは解決できないものがございます。そのような問題も含めて一人一人の教育的ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、小学校におきましては「児童支援活動」を推進しており、その中心的役割を担う「児童支援コーディネーター」の専任化を図っているところでございます。スクールソーシャルワーカーは、小学校の児童支援コーディネーターや中学校のスクールカウンセラーとも連携しながら、社会福祉等の専門的な立場から児童生徒や保護者からの相談に対応するとともに、児童相談所、発達相談センター、教育相談センター、区役所の児童家庭課や保護課等とのネットワークを活用した支援、助言を行っているところでございます。

◎質問④

- ・不登校の総合的な対策事業として実践的に研究を始めましたが、取組状況とその効果について伺います。

◎答 弁（教育相談センター室長）

小学校から中学校へのスムーズな接続を図るための小中連携と、不登校に関する関係機関との連携強化による効果的な不登校対策を図ることを目的として、不登校の総合的対策の1つとして、平成16年度から「フレンドシップかわさき」事業を開始し、平成25年度まで実施いたしました。

小学校16校、中学校7校の研究実践校においては、各校の教育相談の校内体制の充実や、小中学校の連携による不登校対策を計画的に継続して進めたことにより、小中学校間の情報連携や行動連携が円滑に進み、教職員の児童生徒理解や、子ども同士の間関係が深まり、中学校進学

時の戸惑いが軽減され、その結果、研究実践校における不登校児童生徒の数の減少等が見られたところでございます。

この研究の成果につきましては、平成 22 年度からすべての中学校区でスタートいたしました小中連携教育において共有すると共に、児童支援活動推進事業にも生かしながら、小中学校間の円滑な接続、教育相談や児童指導の充実等を図っているところでございます。

◎質問⑤

- ・関係機関との連携についての取組を伺います。

◎答 弁（教育相談センター室長）

不登校の総合的な対策を図るため、学校や教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、警察、不登校に関する NPO 団体等で構成する「不登校対策連絡協議会」を開催し、学校と不登校対策にかかわる関係機関との連携を通して、情報交換や課題の共有化、総合的・専門的な視野からの不登校対策の協議等を進めているところでございます。

◆ 特別支援学校費について

◎質問①

- ・特別支援学校就労支援員が配置され就労先や実習先の開拓が進められてきました。これまで取組まれてきた就労受入可能企業数、実習受入可能企業数の状況を伺います。

◎答 弁（指導課担当課長）

特別支援学校就労支援員を平成24年度から2名配置し、平成25年2月と26年9月現在の比較では、就労受け入れ可能企業数は、228社から403社へ、実習受け入れ可能企業数は196社から363社に広がっているところでございます。

企業経験のある就労支援員が、広く企業開拓を行うことで、生徒の希望や障害の状況に応じた企業との適切なマッチングが可能となり、それが、特別支援学校卒業生の企業への就労率の向上につながっているものと考えております。

◎質問②

- ・昨年度の特別支援学校高等部卒業生の就職状況を伺います。

◎答 弁（指導課担当課長）

昨年度の卒業生の就労状況でございますが、川崎市立特別支援学校卒業生 79 人のうち、企業就労した生徒は 23 人で、約3割でございます。

このうち、職業教育に重点をおいた中央支援学校分教室の卒業生は 13 人で、9人が企業就労し、その就職先等につきましては、スーパーマーケット、介護の補助、食品加工業、清掃業などでございます。

◎質問③

- ・卒業生が就労した企業等における職場定着についての取組を伺います。

◎答 弁（指導課担当課長）

はじめに、企業に就労した卒業生の定着に向けての取組でございますが、就労支援員や進路指導担当教員により、年に数回会社訪問をおこない卒業生の勤務状況を確認すると共に、本人・保護者に対する相談や、企業に対する相談なども丁寧におこなっているところでございます。さらに支援が必要な場合には、就労援助センター等と連携を取るなどのフォローアップに努めているところでございます。

また、各学校においては同窓会や同期会を毎年開催することで、卒業生の状況を把握するなど、

担任や進路指導担当教員が、必要な卒業生に対して丁寧に相談を行っているところでございます。

次に、成果につきましては、平成 20 年度から 22 年度までの卒業生において、卒業後、3 年間継続して就労ができていた者が平均約 8 割となっております。これらの取組により一定の成果を上げているところでございます。

◎質問④

- ・中学校の特別支援学級の段階から、福祉機関と連携してキャリア教育を行うことが有効だと考えます。本市において取組を行う予定がないのか伺います。

◎答 弁（指導課担当課長）

本市におきましては、全ての子どもたちに学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感させ、望ましい勤労観や職業観を育成することが大切だと考えております。

中学校においては、体験を通じて社会における自己の役割を自覚し、将来の社会的自立について考えさせるために職場体験を実施しており、特別支援学級に在籍する生徒もこうした活動に参加しているところでございます。

しかしながら、障害の状況によりましては、職場体験に参加の難しい生徒もおりますので、企業や作業所との連携による校内での職業体験について、その可能性を調査・研究してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 民主党 飯塚委員（9月18日） ■

◆ 医療的ケア支援事業について

◎質問①

- ・平成23年度に文科省から示された「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」によると、特別支援学校には看護師配置の上で、教員が児童生徒への医療的ケアを行うこと可能とされています。これまでの議論の経過と今後の本市としての取組について伺います。

◎答 弁（指導課担当課長）

これまで、田島支援学校教職員、医師、看護師、関係機関等を委員とした「川崎市医療的ケア運営会議」で特別支援学校における医療的ケアについて、看護師の配置の在り方や、教員による医療的ケアの可能性を議論してまいりました。

その議論を踏まえ、平成 23 年文部科学省より示された「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」に基づき、今年度、田島支援学校では、一定の研修を修了した教員が医師・看護師との連携の下で行う医療的ケアの来年4月からの実施に向けて、研修体制整備、学校の特定行為事業者登録等の準備を進めているところでございます。

◎質問②

- ・小中学校等における平成24、25年度の利用対象児童数の推移とその利用実績、さらに運用上、教育委員会が認識している課題、問題点について伺います。
- ・今後、医療的ケアを必要とする児童生徒数の見込みについて伺います。

◎答 弁（指導課担当課長）

はじめに、医療的ケアの利用対象児童数は、平成 24 年度 9 名、25 年度 10 名で、利用実績は、平成 24 年度は6月からの実施後 216 回、25 年度は 291 回でございました。

このことにより、保護者の一定の負担軽減につながったという声に加え、児童生徒が自力でのケアが可能となるケースや、看護師と学校の連携により安全・安心な環境作りが図られたケースが見られたところでございます。

次に、課題につきましては、医療的ケアを衛生的に実施できる場所の確保や看護師の受け入れ体制の整備などがございます。

今後の医療的ケアを必要とする児童生徒数を見込むことは困難ではございますが、平成 24 年度から本年度までの推移をみる限りにおいては、同程度で推移するものと考えております。

◎質問③

- ・現在、児童一人当たり週1回90分程度の看護師の訪問となっております。保護者のレスパイト的な支援を充実強化する視点から、訪問回数と時間、特に1回の訪問時間の延長を検討できないのか、教育長に伺います。

◎答 弁（教育長）

今後の医療的ケア支援事業の在り方につきましては、安全な実施が最優先の課題と考えておりますので、これまでの事業の実態を把握し、校内委員会の充実や医療との連携による、さらに安全な実施体制を構築してまいりたいと考えております。

また、1回の訪問時間につきましては、児童生徒の実態や保護者のニーズに応じ、複数のケアに対応できるようにするなど、柔軟な対応のあり方について検討してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 共産党 市古委員（9月18日） ■

◆ 就学援助について

◎質問①

- ・2013年度から遡る5年間の平均認定者数と認定率について伺います。

◎答 弁（学事課長）

認定者数及び認定率について、過去5年間を平均いたしますと、小学校が4,686人で6.7%、中学校が2,698人で9.7%、合計が7,384人で7.5%、となっております。

◎質問②

- ・直近の認定者数と認定率をお聞かせください。
- ・同じ係数をかけている横浜市では、2012年度をみても、認定率は小学校13.7%、中学校で16.1%とでした。この認定率の違いをどうみるか、また、川崎市の認定率をどうみるかについて、見解を伺います。

◎答 弁（学事課長）

平成 26 年 9 月 1 日現在では、小学校が 6,382 人で 8.9%、中学校が 3,186 人で 11.1%、合計が 9,568 人で 9.5%、となっております。

今年度から、制度のさらなる周知を目的として、全世帯に配布している「就学援助のお知らせ」について、認定基準となる世帯所得の目安額の表示位置を工夫するとともに、援助の対象となる理由を4つに集約するなど記載方法を見直しております。また、申請書の配布や回収の方法について、就学援助のお知らせと申請書を一体化し、申請漏れを防ぐことを目的として、就学援助の希望の有無を確認する欄を設け、全世帯から回収しております。また、手続の簡素化につきましては、世帯の同意を得た上で教育委員会が課税台帳を照会し、所得を確認することにより所得の証明書類の添付を不要としております。

これらの取り組みにより、就学援助を必要とする世帯に対し、より一層的確に援助が行き渡っているものと、考えております。

就学援助の支給対象者の認定に当たりましては、本市におきましては、横浜市と同様に世帯の所得額が世帯構成などから算定される生活保護世帯別生活費に準じた金額を基準としております

が、各都市における世帯の経済状況はさまざまなものと考えられますので、認定率につきましても、さまざまな要因から差が生じているものと考えております。

◎質問③

- ・就学援助項目に今年度はクラブ活動費が支給項目に追加されました。生徒会費、PTA会費を支給項目に加えることについて、見解を伺います。

◎答 弁（学事課長）

生徒会費、PTA会費など、本市の準要保護者への支給項目の追加につきましてはこれまでも検討してきたところでございますが、本市の財政状況や他都市の支給状況を踏まえながら、引き続き庁内で議論を重ねているところでございます。

◎質問④

- ・就学援助認定基準額は、生活保護基準額をもとに算定するため、生活保護基準額の引き下げにより就学援助の認定基準から外れるケースが出てきます。来年度以降の生活保護基準額の引き下げにより就学援助制度を利用できなくなる可能性があります。どのくらいの対象小中学生が影響を受けるのか、伺います。

◎答 弁（学事課長）

平成26年9月1日現在で、就学援助の認定を受けている世帯を対象に、仮に生活保護基準額引き下げ後の認定基準を用いて試算した場合では、認定を受けられなくなる児童・生徒数は、300人程度と見込んでおります。

◎質問⑤

- ・この影響を受けないために、今の生活保護基準額の1.0倍から基準を上げることは考えられないのか伺います。
- ・適用基準の引き下げに影響しないよう、実効的な措置を講じることはできないのか伺います。

◎答 弁（学事課長）

本市においては従来から、生活保護受給者に準ずる程度に困窮している世帯を対象に認定してきており、生活保護基準額の1.0倍を適用しているところでございますが、来年度の認定基準につきましては、国や県、及び他都市の動向を踏まえながら、より公平で適切な援助のあり方について検討を進めてまいります。

◆ 公立学校の定数内欠員について

◎質問①

- ・2013年度の定数内欠員について、小学校、中学校、特別支援学校それぞれについて伺います。
- ・2014年度の欠員状況についても伺います。

◎答 弁（教職員課長）

はじめに、昨年5月1日時点における欠員についてでございますが、小学校は、教諭86人、養護教諭5人、事務職員9人、栄養職員9人で合計109人、中学校は、教諭116人、養護教諭4人、事務職員9人で合計129人、特別支援学校は、教諭51人、養護教諭1人、事務職員1人で合計53人となっております。

次に、今年5月1日時点における欠員についてでございますが、小学校は、教諭90人、養護教諭9人、事務職員17人、栄養職員5人で合計121人、中学校は、教諭121人、養護教諭5人、事務職員8人で合計134人、特別支援学校は、教諭64人、事務職員2人で合計66人となっております。

◎質問②

- ・欠員状況は改善されることなく今年度は最悪の状況になってしまいました。莫大な数の欠員が生じてしまった、この原因について伺います。

◎答 弁（教職員課長）

教職員の配置にあたりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職者の動向、県からの定数配当が5月1日を基準日として確定されることなど、様々な不確定要素がありますが、優秀な人材を確保し、決められた定数の中で可能な限り正規教職員を配置するよう努めているところでございます。

欠員数が増加した要因でございますが、児童・生徒数増に伴い予想以上に学級数が増加したこと、とりわけ特別支援学校におきましては、再編整備に伴い教員定数が大幅に増加したことによるものでございます。また、再任用につきましては、平成25年度定年退職者のうち、学級担任や教科担任を務めるフルタイムでの再任用希望者が予想に反して少なかったことも一因であると考えております。

◎質問③

- ・様々な不確定要素と採用計画の誤差が大きくなったことにより、欠員が増加してしまったとのことですが、何年も同じような理由では納得できません。来年度、欠員を大幅に圧縮することはできるのか、伺います。

◎答 弁（教職員課長）

欠員の縮減に向けましては、これまでも採用専任担当を中心として積極的な採用活動を行ってまいりました。今年度の教員採用候補者選考試験におきましても、各校種の区分において定年退職者数を上回る募集人員を設定し、必要な人材の確保に努めているところでございます。

定年退職者以外にも、転居や家庭の事情等で定年以前に退職する者が生じることなど不確定要素がございますが、学級数の変動や再任用希望者数を可能な限りの確に予測することなどにより、欠員数の縮減に努めてまいりたいと考えております。

◎質問④

- ・再任用でがんばっていただく教員も、その数は把握できるはずですが、もっと状況をしっかりと把握して、欠員を圧縮する計画を持つべきです。伺います。

◎答 弁（教職員課長）

優秀な人材を確保し、決められた定数の中で、可能な限り正規教職員を配置していくことは、重要な課題であると認識しているところでございます。

今後の欠員の縮減にあたりましては、児童生徒数や退職動向などについて、これまで以上に的確に把握するとともに、いわゆる「雇用と年金の接続」を目的とした再任用につきましても、定年退職者の希望等の予測精度を高めていく必要があると考えております。

国における教職員定数改善計画の動向や、平成29年度に予定されている学級編成基準や教職員定数の決定権限の指定都市への移譲等も踏まえつつ、教職員定数を適正に管理するとともに、優秀な新規人材と経験豊かな再任用者の確保を計画的な視点にたって進めることにより、引き続き、欠員の縮減に努めてまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 自民党 矢澤委員（9月18日） ■

◆ 市立学校のトイレ清掃委託について

◎質問①

- ・市立学校のトイレの整備状況、清掃の状況について伺います。
- ・小中学校、高等学校、特別支援学校のトイレの清掃委託料の額について伺います。
- ・政令指定都市の小学校におけるトイレの清掃状況について伺います。

◎答 弁（指導課長）

はじめに、トイレの整備状況につきましては、水洗化率は、100%であり、和式と洋式の割合につきましては、和式が48.6%、洋式が51.4%で、ほぼ同数の設置状況でございます。

トイレ清掃につきましては、中学校では、清掃時間の中で、教員の指導のもと、生徒がトイレ全体の清掃を行っております。

小学校におきましては、児童が洗面台の清掃やトイレットペーパーの交換等、実態に応じた清掃を行っておりますが、細菌やウィルスによる感染症等の衛生上の課題もございますので、トイレの便器や床面の清掃は行っておりません。これを補うために、昭和34年から通常週1回委託業者によって、トイレ清掃が行われているところでございます。

次に、小中学校、高等学校、特別支援学校のトイレの清掃委託料についてでございますが、市立学校のトイレ清掃業務につきましては、橘高等学校ほか1校では「総合建物管理委託」において、土橋小学校ほか小学校3校及び中学校3校では「地域管理業務委託」において、また、はるひ野小中学校ではPFI事業契約の「施設管理業務委託」において、それぞれトイレ清掃業務を含んでおります。

また、これらの委託契約による学校を除く、小学校108校、中学校47校、高等学校3校及び特別支援学校3校では、校種に関わらず、各区ごとに一括してトイレ清掃委託契約を締結し、定期的に清掃業者による清掃を行っているところでございます。

清掃業務委託の内容といたしましては、便器や床面等の清掃を行う普通清掃について、小学校では週1回、中学校及び高等学校で月1回、特別支援学校では週2回行うほか、中学校では年1回、小学校及び特別支援学校では年2回の尿石除去を行っております。

次に、全国政令指定都市のトイレ清掃の状況についてでございますが、20の政令指定都市の中で、本市を除く19の自治体のうち、16の自治体は何らかの形で児童がトイレ清掃に取り組んでおります。残りの3自治体につきましては、職員や委託業者が清掃を行っているところでございます。

◎質問②

- ・水洗化率が100%の状況でも細菌やウィルスの関係で清掃をさせていないとの答弁でよいのですか。もう一度お答えください。

◎答 弁（指導課長）

昭和34年から週1回の清掃委託を行っておりますが、この事を理由としているのではなく、細菌やウィルス等の感染症、衛生上の課題があるということでございます。

◎質問③

- ・全て水洗トイレで、洋式便器、和式便器の割合も半々となっているとのこと。衛生面の問題であれば手袋をするなどの対応も可能と考えます。もう一度お答えをお願いします。

◎答 弁（指導課長）

色々な清掃の仕方はあろうかと思いますが、水洗トイレであっても使用する事で汚れます。その汚れには細菌やウィルスが含まれ、感染症の心配等がございます。

◎質問④

- ・学問だけでなく人間形成としての精神の醸成、バランスの取れた学校教育が求められている。

自分でした事の後始末、そういった意味での清掃、こういう事をしっかりと身につけさせる事が教育として大事なのではないかと思います。先ほどの考えで子どもに清掃をさせていないという事で教育長よろしいでしょうか。

◎答 弁（教育長）

子どもたちが自分の身の回りを自分達できれいにする。自分も、あるいは友達も気持ちよくすごそうとする。そういった態度を培っていく上で、学校における清掃活動は大変重要であると思っております。

特に我が国の精神文化におきましても、清掃は大事にされておりますし、ヨーロッパの学校を視察しておりますが、特に子どもたちに清掃をさせていない学校の話などを伺う中で、我が国は学校での清掃を通して、豊かな心を培っていくという事を大事にしている、そういうものだと思っております。

現在、各学校におきましても、児童生徒が普通教室はもちろん、廊下、特別教室、体育館、校庭、昇降口などの様々な所を、「自分達が使う所は自分達できれいにしよう」ということで、清掃活動が行われているかと思えます。学校のトイレにつきましても、児童生徒それぞれの実態に応じまして、また、学校の実態に応じまして本市でも取組が行われているものでございます。

トイレの改修も進み、従来の水で流す床からドライタイプの床に改修されておりますし、便器も和式から洋式にされたということで、子どもたちが清掃に取組みやすい環境が徐々に整ってきている状況もあることは認識しております。しかし、一方で市内全体を見ますとトイレの整備状況は様々でございます。

また、その中で保護者の方にも色々なお考えをお持ちの方がいらっしゃいますので、一律にすることは難しいと思えます。学校と家庭とが連携をとりながら、「清掃活動は大事なんだ」という認識を持っていただくことが大事であると思えます。そうした清掃活動を通して、子どもたちが集団の一員としての役割を果たしていく、そういう気持ちを培う、より良い生活を築こうとするとか、あるいはその中で、より良い人間関係を築いていこうとするとか、そういうものを培っていくということをしてまいりたいと思えます。

トイレにつきましても、ご家庭との共通認識を持ちながら、ご家庭でもお子さんと自宅のトイレ清掃を保護者の方が一緒に行い、「自分達の使う所は自分たちできれいしよう」ということをやっていた中で、学校と共通理解をしながら進めていただくことが、大事ではいかと考えるところでございます。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 公明党 沼沢委員（9月18日） ■

◆ 義務教育施設整備費について

◎質問①

・マンホールトイレの設置校数を、今後の整備予定を含めてお答えいただければと思います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

市立学校へのマンホールトイレの設置につきまして、教育委員会では近年の大規模な施設整備の機会を捉えましてマンホールトイレの整備を行っております。直近では、田島支援学校の本校及び分校の桜校、さらに改築した大谷戸小学校にそれぞれ設置が完了しております。現在、改築中の子母口小学校・東橋中学校の合築校舎改築等に合わせまして整備を行っているところでございます。現在の整備につきましては、平成20年度に1校、平成25年度に3校、平成26年度、平成27年度にかけまして、その後17校の設置を現在設計中という段階でございます。

◎質問②

- ・午前中の総務局の答弁では、平成26・27年で15校と答えられていたと思います。これは6校と9校ということだったのですが、数が合わないのですが

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

15校につきましては、総務局と教育委員会で事業連携をしている中で整備を進めているもの、残り2校につきましては、教育委員会で改築等の折に設置をしているということでございます。

◎質問③

- ・基本的に学校へのマンホールトイレの設置については、総務局がメインで行われているという認識でいいのですか。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

マンホールトイレの設置につきましては、総務局及び上下水道局との連携事業におきまして、中学校を中心に現在進めているところでございます。

◎質問④

- ・今後の展開について、来年度までしか予定がないようですが、その後、毎年10校ずつ程度増えていくような見込みでよろしいのでしょうか。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

マンホールトイレにつきましては、現在、総務局との連携において、基本的には中学校への整備を先行させて、現在、調整を図っているところでございます。

◎質問⑤

- ・給水設備の直結給水について、平成25年までに6校というモデル実施を行っています。平成26年度が3校、27年度が1校と、だんだんと尻すぼみになってきています。こちらの考え方、対応状況について伺います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

校舎の水道設備の直結給水方式への切り替えにつきまして、ただいま御指摘のありました10校につきましては、平成23年度から平成27年度の5ヵ年にかけて、これも上下水道局と協議をしながらすすめておりまして、整備に対して補助金をもらって、10校程度のモデル事業として10校の整備を進めているところでございます。

◎質問⑥

- ・応急給水拠点のかわりにということで、運動場にある水飲み場を直結給水にしていくという事業がすすめられています。こちらの進捗状況と今後の取り組みについて伺っておきます。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

現在、学校防災機能の強化を目的といたしまして、こちらも上下水道局と連携いたしまして、校庭に設置されている水飲み場に、耐震化された水道管に直接接続する開設不要型給水拠点ということで現在整備を進めているところでございます。今年度、平成26年度は小中学校合わせまして、10校で整備を行っているところでございまして、引き続き、水道管の耐震管路の整備状況に応じまして、年間10校程度の整備を継続できればということで調整を図っているところでございます。

◎質問⑦

- ・電力確保の問題で灯油式発電機を昨年度7校、各区1ヶ所に整備したということですが、今後の実施予定、今年度それから今後の取り組みについて伺います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

災害時の電源確保といたしまして、現在、主な避難施設として想定されております体育館に灯油式発電機の設置を進めております。昨年度7校、今年度は22校への設置を予定しております。今後は全校整備に向けまして、関係局と協議をしてみたいと考えております。

◎質 問⑧

- ・発電機は1台400万円ほどかかるとのことですが、現在は買い取りという形で、工事費込みで設置を行っているようですが、なかなか整備が進まないということを見ると、リース方式に転換する事は考えられないのか伺います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

現在は、灯油式発電機本体と施工費用を含めると、大体400万円程度の予算要求をし、施工を行っているところでございます。今後、将来的に全校整備を進めていく中では、設置方法につきましても、様々な方法を検討しながら進めていくべきものと考えております。

■ 決算審査特別委員会 総務分科会 公明党 後藤委員（9月18日） ■

◆ 義務教育施設整備費について

◎質 問①

- ・子母口小学校、東橘中学校校舎改築工事については遅延が生じているとのことだが、改築工事完了時期の遅延理由及び住民への説明状況について伺います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

はじめに、改築工事完了時期の遅延理由についてでございますが、改築工事の施工中に地中埋設物が確認され、その撤去工事を進めた結果、4ヶ月半程度の工事期間の延長が必要となったところでございます。

次に、住民への説明についてでございますが、子母口小学校及び東橘中学校、久末小学校の在校生保護者をはじめ、来年度に小学校へ入学予定の児童の保護者、学校周辺の住民、地元町内会等へ工事期間延長に関するお知らせ文を配布するとともに、説明会を計5回開催し、周知を図ってきたところでございます。

◎質 問②

- ・工事遅延に伴う負担額、今後の事前の埋設物調査について伺います。

◎答 弁（教育環境整備推進室担当課長）

地中埋設物の撤去費用及び工事期間の延長に伴う工事費の増加に加えて、子母口小学校仮設校舎の賃貸借期間の延長や、通学用路線バス定期券配付の継続等が必要となりますので、今後、予算確保に向けて、関係局と協議をしてみたいと考えております。

◎答 弁（まちづくり局施設整備部担当課長）

子母口小学校・東橘中学校の残工事は、旧中学校校舎の解体工事とグラウンド整備や小規模な体育倉庫の新築等でございます。

このことから、当該敷地において埋設物調査の実施は考えておりませんが、今後行う大規模な改築工事や新築工事におきましては、埋設物は過去の土地利用の情報だけでは十分に予見できない場合があるため、建物や敷地の現状を勘察し、可能な場合には、地中レーダー等の調査を実施する方向で関係局と調整をしてみたいと思います。

◆ 教職員互助会補助金について

◎質問

- ・本市における職員厚生会、教職員互助会の補助金支出廃止について今後、検討する容易はあるのか伺います。
- ・平成25年度決算では、教職員互助会は厚生会と比較すると、補助金合計比率については約2.4倍、一人当たりの補助金額は2.3倍となっています。見直しは十分といえるのか、見解を伺います。
- ・平成17年から平成25年の9年間の補助金精算返納の状況を見ると、厚生会の返納回数2回約325万円に対し、互助会は6回約3,530万円、回数で3倍、金額で約10.8倍になっています。取組が甘いのではないかと考えます。見解を伺います。

◎答弁

はじめに、補助金の見直しについてでございますが、教職員の福利厚生につきましては、地方公務員法第42条に「地方公共団体は職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と定められていることから、教職員互助会の事業への補助を通じて実施しているところでございます。

これまで、補助対象とする事業の見直しなどを行い、継続的に補助金の削減等に取り組んできたところでございますが、今後も、費用対効果や公共性・公平性等について検証し、教職員に必要な福利厚生事業として、地方公共団体が実施すべき内容について精査するなど必要な見直しを図ってまいります。

次に、教職員互助会への補助金額についてでございますが、市職員と教職員の福利厚生事業に対する補助金額につきましては、それぞれ職員の勤務条件や事業実施団体の体制なども異っておりますので、各任命権者として職員の健康増進、元気回復を図るために必要な福利厚生事業の内容や公費負担のあり方について見直しを進めてきた結果であると認識しているところでございます。

教職員に対する福利厚生事業につきましては、社会経済状況の変化や市職員の福利厚生事業に対する公費負担の状況なども踏まえながら、さらに、見直しを進めてまいります。

次に、補助金の返還についてでございますが、本市の補助金の支出につきましては、「川崎市補助金等の交付に関する規則」において、交付の申請、決定等に関する基本的な事項が定められており、補助事業が完了したときは実績報告を行い、補助事業者に交付すべき補助金の額を決定した場合において、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものと定められているところでございます。

教職員互助会補助金につきましては、年度ごと事業完了時に補助金収支計算報告を受け、精算を行っておりますが、厚生施設等の利用件数や健康管理事業の利用者の減など、事前の見込みと事業の実施状況に差が生じたことによりまして、補助金の返還を適正に受けたものでございます。

今後につきましても、関係局と調整の上、補助金額の的確な見積もりに努めてまいります。

◎再質問

- ・健康増進又は元気回復に資する事業を実施するため事業主負担金については理解しますが、事業の更なる見直し及び効率化を図り、事業主負担金を大幅に減額し、必要最小限にすべきと考えますが、平成26年度以降の主な見直しについて内容を伺います。
- ・特に、出産祝金、弔慰金、結婚祝金、入学祝金、卒業祝金については抜本的な見直しが必要と考えますが、見解を伺います。

- ・より透明性を求めるために第三者による評価が必要と考えますが、第三者を外部評議員、外部幹事に選任する考えはないのか伺います。

◎答 弁

はじめに、教職員互助会の補助金につきましては、これまでも永年勤続給付事業、療養見舞金給付事業、アウトソーシングによる福利事業等への公費負担を見直すなど、継続的に補助金の削減に取り組んできたところでございます。今後につきましても、出産祝金などの給付事業を含め、公共性・公平性の面から必要な見直しを進めてまいります。

次に、第三者による評価についてでございますが、教職員互助会の運営に当たりましては、監事に外部の公認会計士を選任し、業務の執行や財産の状況等について監査を行っていただくとともに、事業の内容や収支状況をホームページで公開することにより、法人運営の適正化・透明化に努めているところでございます。法人運営の健全化を図っていくためには、外部からの客観的な御意見は大切であると考えますので、互助会に対しまして、引き続き外部専門家を活用するよう促してまいりたいと考えております。

◆ 中学校高等学校対外競技派遣補助金について

◎質 問

- ・関東大会や全国大会への出場者に対し、宿泊費、交通費の補助金として実費の60%が支出されておりますが、60%の根拠を伺います。
- ・この補助率は今後、変動するのか伺います。
- ・九州までの旅費と東京、神奈川の旅費ではその額に相当な差が生じます。一律60%補助とすることに疑問を感じえません。見解を伺います。
- ・補助率について、距離別や都道府県別の補助率に改正すべきと考えます。見解を伺います。
- ・持続可能な財政運営には補助金の見直しは必要であると考えます。学校の対外競技派遣補助金については、必要性や効果等についてどのように検証されたのか伺います。
- ・この補助金の費用対効果が低くなっていると考えているのか伺います。
- ・役割が薄れてきているのか伺います。

◎答 弁

本市におきましては、部活動に日常参加している生徒が関東大会、全国大会に出場する場合は、「川崎市立中学校高等学校競技会及び各種大会参加派遣補助金支給要綱」に基づきまして、交通費、宿泊費の補助を行っているところでございます。

はじめに、補助率につきましては、平成17年度までは、実費を支給しておりましたが、平成17年3月の「補助・助成金見直し方針」に基づき、関係局と協議検討し、平成18年度から、補助率を年度ごとに5%ずつ段階的に引き下げることにいたしました。関東大会や全国大会への出場者に対する補助金は、個人に対する支援型の補助金でございますので、「補助」ということから受益者に一定の負担をいただくことは、公平性の観点から必要と考えており、平成27年度には補助率を50%とする予定でございますが、その後は、この補助率の継続に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、大会の開催地による補助率の軽重でございますが、交通費は距離だけでなく、交通手段によってもかわってまいりますので、距離別や都道府県別の補助率にするよりも、現行の実費に対する一律の補助率とする方が、公平性が保てるものと考えているところでございます。なお、遠隔地への派遣につきましては、交通費に加えて宿泊費を補助の対象に加えることにより、保護者等の費用負担の軽減を図っているところでございます。

次に、派遣補助金の必要性や効果等についての検証でございますが、生徒にとって、学校生活における部活動の果たす教育的効果は重要であると考えておりますので、派遣補助金は、保護者

への費用負担軽減の観点から必要なものであり、効果があるものと考えております。
教育委員会といたしましては、今後も激励会等を通じて関東大会や全国大会へ出場する子どもたちを応援するとともに、引き続き派遣補助金の継続が図れるよう努めてまいります。

◎再質問

- ・平成17年度までは、実費相当額が支給されておりましたが、本年は60%の補助率となり、平成27年度には50%とする予定とのことですが、負担軽減を図るとする要綱の趣旨に逆行しており、要綱の趣旨が遵守されていないのではないのでしょうか、見解を伺います。
- ・全国一律の補助率を定めるより都道府県別に交付金額を設定する事で、より公平性が保たれるのではないのでしょうか、見解を伺います。
- ・川崎市旅費支給条例に準じた実費相当の支給により保護者等の費用負担の軽減を図ることも考えられますが、見解を伺います。

◎答 弁

はじめに、関東大会・全国大会へ出場された生徒のご家庭には、交通費等のご負担がございますが、本市といたしましては、一定の補助を行っておりますので、要綱の趣旨にある保護者負担の軽減が図られているものと考えております。

次に、交付金額についてでございますが、現在は、各学校から大会会場までの経路、および現地での移動による交通費について、経済的かつ合理的な経路により実費分を算出し、この額に補助率を乗じて決定しております。種目によっては、同一県内でも開催場所が異なる場合もあり、鉄道などの交通経路や交通手段により金額に差が生じますので、現在の実費分による算出方法で補助金を交付してまいりたいと考えております。

部活動につきましては、希望する同好の生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動でございますので、川崎市旅費支給条例による旅費の支給とは、性格が異なるものと考えているところでございます。

◎再々質問

- ・平成21年度の全国中学校体育大会は鹿児島県で開催されています。当時の保護者負担金額について伺います。
- ・平成27年度に同じく鹿児島県で同大会が開催されたと仮定すると保護者負担はいかほどになるのか伺います。
- ・横浜市及び相模原市の現状について、千葉市について派遣補助金の状況について伺います。

◎答 弁

はじめに、平成21年度、全国中学校体育大会において鹿児島県で相撲が開催され、本市から1名出場しております。宿泊費および交通費 13万1,800円に対し、本市が80%の10万5,400円を補助いたしましたので、保護者負担金額は、2万6,400円でございます。仮にこれを平成27年度の補助率50%に換算いたしますと、6万5,900円の補助金額となり、保護者負担金額は6万5,900円でございます。

次に、横浜市および相模原市、千葉市の現状でございますが、横浜市は、「奨励金」として交通費・宿泊費を交付しており、交通費は都道府県別の定める額、または市旅費条例に準じた実費交通費相当額のいずれか低い額を、宿泊費は一律6,000円を支給しているとのことでございます。相模原市では、「報償費」として支給しており、交通費、宿泊費は実費としておりますが、宿泊費の上限は8,000円とのことでございます。千葉市では、関東大会出場の交通費は実費であり、全国大会出場には千葉県とともに50%ずつ補助をしており、宿泊費につきましては、実費の50%とし、上限5,000円とのことでございます。

◎再々々質問

- ・横浜市、相模原市、千葉市における派遣補助金については、本市と比較しても手厚く対応がなされており、福田市長は「子育てするなら川崎へ」を標榜されています。派遣補助金を実費相当に見直すことについての考えを求めます。

◎答 弁 (市長)

中学生・高校生の部活動は、豊かな人間性を育む上で、意義深いものであり、本市の子どもたちが、関東大会や全国大会に出場し、活躍することは大変喜ばしいことで、私としてはしっかりと応援していきたいと思っております。

過去の補助金の見直しの経緯につきましては、承知しておりますが、今後、新たな支援のあり方について考えてまいりたいと思っております。

◆ 市立学校のトイレ清掃委託について

◎質 問

- ・委託に頼らないトイレ清掃は、情操教育の観点から必要だと考えます。何故、児童にトイレ清掃をさせないのか見解を伺います。

◎答 弁

学校における清掃活動につきましては、自分たちの身の回りを自分たちできれいにし、自他ともに気持ちよく過ごそうとする態度を育てていく上で重要であると考えております。

小学校のトイレ清掃につきましては、細菌やウイルスによる感染症等の衛生上の課題があるため、トイレの便器や床面の清掃は行っておりませんが、児童が洗面台の清掃やトイレトーパーの交換等、実態に応じた清掃を行っており、教育的に意義があるものと考えております。

本市では、これを補うため、昭和34年から通常週1回委託業者によって、トイレ清掃が行われているところでございます。

トイレの整備状況は様々でございまして、また保護者にも様々なお考えがございまして、一律的な取組を行うことは難しいと感じておりますが、便器の洋式化や床面のドライ化等の環境整備に応じて、清掃の仕方が変わってくることも考えられるところでございます。

今後とも、家庭と学校が連携を図りながら、子どもたちが清掃活動を含む多様な活動に取り組む中で、集団の一員としての役割を果たし、よりよい生活や人間関係を築こうとする気持ちや態度を育てまいりたいと存じます。

■ 決算審査特別委員会 総括質疑 共産党 石川委員（10月3日） ■

◆ 就学援助について

◎質 問

- ・就学援助の認定基準になっている生活保護基準額の引き下げが2013年度から3年連続で行われます。生活保護費を切り下げ、補助金も出さずに、市の事業である就学援助はその影響が出ないようにせよ、という国のやり方はあまりにも身勝手です。国に対して、対応策を要求するとともに、市長に、この影響をうける児童・生徒がでないように、川崎の子どもたちを守る意地を見せていただきたいと思います。伺います。

◎答 弁 (市長)

本市においては従来から、生活保護受給者に準ずる程度に困窮している世帯を対象に、就学援助の認定がなされており、認定基準額として、生活保護基準額の1.0倍を適用しているところで

ございます。

生活保護基準額につきましては、基準の適正化という観点から、平成25年8月1日より、国において見直しを実施されたものでございます。

本市の就学援助につきましては、今年度から、全世帯に対して、就学援助の希望の有無を確認するなど、より一層の周知を図っているところであり、就学援助を必要とする世帯に対し、的確に援助が行き渡っているものと考えております。

今後の対応につきましては、生活保護受給者に準ずるといふ就学援助の趣旨を踏まえながら、国や県、及び他都市の動向を注視し、より公平で適切な援助のあり方について検討を進めてまいります。

■ 決算審査特別委員会 総括質疑 無所属 為谷委員（10月3日） ■

◆ モビリティマネジメント教育について

◎質問

- ・学校教育の中で、モビリティマネジメントに通ずる指導等が行われていたのか、伺います。

◎答弁

小学校5年の社会科「環境を守る」におきましては、行政、市民、企業の環境保全の取組を取り上げながら、自分たちにもできることを考える学習を展開しております。電車やバス等の利用に関する内容につきましては、「副読本かわさき」において、「電車やバス、自転車の利用」や「エコドライブ」を紹介しており、これらを参考に学習が進められております。この学習につきましては、川崎市立小学校社会科教育研究会で学習指導案を作成し、実践事例集に掲載し紹介しております。

また、中学校3年の理科「自然と人間」におきましては、大気汚染と交通量との関連を考えたり、自動車の利用にあたって、どのように考え、行動したらよいか研究する学習なども取り上げられているところでございます。